

地方分権改革推進特別委員会記録

- 1 期 日 平成21年3月5日（木）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 渡壁正徳
副委員長 杉西加代子
委 員 金口 巖、野村常雄、栗原俊二、門田峻徳、中津信義、
城戸常太、松浦幸男、平 浩介
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[総務局]
総務局長、総務管理部長、人事課長、行政管理課長、財務部長、財政課長、税務課長
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、地域振興部長、市町行財政課長、新過疎
対策課長
[教育委員会]
教育次長、管理部長、総務課長
- 6 付託議案
県第26号議案 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例案
県第27号議案 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条
例案
- 7 報告事項
(1) 市町への権限移譲の取組について
(2) 地方三公社の事務局統合について
- 8 会議の概要
(開会に先立ち、委員長が現地調査のお礼を述べた。)
(1) 開会 午後2時3分
(2) 記録署名委員の指名
(3) 付託議案
県第26号議案「広島県職員定数条例等の一部を改正する条例案」外1件を一括議題と
した。
(4) 付託議案に関する質疑・応答
○質疑（野村委員） 権限移譲について説明がありましたが、専門的人材の確保という
のが大きな要素の一つになっていると思うのです。それで、逆に、我々が気にしな
ければいけないのは、そういった人が小規模町においてはどうしても特定の人に限
られるわけです。何人も養成するわけにいかない。そうしたときに、先般、北広島
町でありましたように、彼は主任だったのですが、ああいう事件が発生したという

ことになったときに、そこの防止策ということも含めて考えなければいけないと思うのですけれども、その点についてはどういうふうに思われますか。

○答弁（市町行財政課長） 移譲項目の中には、委員御指摘の専門的な資格能力が必要なものがございまして、今移譲がなかなか進んでいないものの一つに、例えば建築主事による建築確認事務とか、いろいろございます。我々としても、県として技術的な部分で市町における職員の育成を進めるという観点で、派遣を通じてフォローアップを進めているところですし、そういうことを中心にやっていきたいと思えます。当然、市町の中での体制の問題もあろうかと思えます。特定工事に1人だけということであれば、なかなか仕事が回らないというのは確かに委員おっしゃるとおりだと思いますので、そこらあたりも含めて、できるだけ必要な人材が市町において育成できるように取り組みを進めていきたいと思えます。

○質疑（野村委員） 確かに言われることはよくわかるのですが、先ほど言いましたように、ことしの1月7日にああいふ事件が発生したということは、それができなかったために人事異動もできなかったからそういったところにつながった要素というのかなり強いと思うのです。これは極論すれば、彼は主任でしたから上に係長、課長、副町長、町長といるわけですから、その監督責任みたいに言ってしまえばそれまでですけれども、そういったことは権限移譲の専門性の部分とやはりセットで、何らかの対策というか、方法というものを考えていかざるを得ないと思うのですが、その点はいかがですか。

○答弁（市町行財政課長） 今回の事案が権限移譲と直接リンクしているかどうかというのはいろいろ議論があると思えますけれども、合併後、市町の方で体制を整備しつつ、新しい事務も含めて執行できるような体制を整えていくということは必要だと思いますし、そのための職員の育成・養成ということも、市町でも一生懸命取り組まれていると思えます。

権限移譲という視点も含めてでございますけれども、我々としても、そういうしっかりした行政体制の中で事務が適正かつ円滑に行われるよう、助言という形になるかと思えますけれども、そういうアドバイスをしていきたいと思っております。

○質疑（平委員） 権限移譲に関して、先ほど資料の説明をいただきました市町別の移譲の進捗ですけれども、60%未満というので1市4町が挙がっておりますが、これは、すべて合併しなかった自治体です。権限移譲が進んでいないことと、合併しなかったことがどう関係があるかわかりませんが、そこはどういうふうにお考えでしょうか。

○答弁（市町行財政課長） 資料にございますように、60%未満というところは、結果的に合併をしていない市町ということになっております。ただ、一般的に言えますことは、合併をしている市町は、合併によりまして、ある程度規模が拡大して体制も大きくなったということがございまして、いろいろな新しい仕事への対応という意味で人員配置等もある程度弾力的に対応できるような状況ができたのではないか

と思います。ただ、合併をしていないところであれば、これはあくまでも一般論でございませけれども、現行の組織体制の中でいろいろな仕事を執行していかなければならないということで、そういうものが、結果としてこういう形に反映されたのではないかと考えております。

○意見（平委員） 市町村合併を進めたのは、一つは地方分権のためです。だから、受け皿づくりで能力、体力等を大きくして、そこへ県から移譲するためにやったのですが、合併しなかった自治体もあるわけで、そこは比較的財政力がある自治体だと思うのです。財政面でも能力があるので、地方分権に対する理解があれば、比較的町の中でも人口が多い町ですから、やれる自治体だと思うのです。だから、それは分権に対する理解を深めていただくように働きかけをして、これがもう少し進むような努力が要るのではないかと考えています。

あわせてもう1点、府中町ですけれども、前も議論しましたが、福祉事務所設置をお願いしても、不交付団体なので交付税措置がないから、財政負担がふえるので府中町としては福祉事務所の設置は考えないということでした。今度、景気が悪くなって、どうも府中町もまた交付団体になるようですけれども、府中町と言えば、もっと小さい市がいっぱいあって、そういう市よりも人口も多いし財政力もあって十分な体力のある自治体なのです。ところが、一番住民に身近な福祉業務をやらないうことで、県は結局、府中町のためだけに福祉事業をやっているということで、何かこれはずっと入ってこない話なのです。府中町にとってみれば交付団体に戻るといのは余りありがたくない。県にとっても、マツダがもっと売上げが伸びて不交付団体が続くような経済状況ならいいのですが、その財政的な部分と分権と両方がありますので、府中町だけが福祉事務所未設置の自治体で残るといのは、これはまた町ともよく議論していただきたいと聞いています。

(5) 表決

県第26号議案外1件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 付託調査事件に関する質疑・応答

○質疑（城戸委員） 今、事務所の統合で説明をいただいたのですが、土地開発公社の三次用地事務所と道路公社の呉事務所が廃止されますが、これは今度、各事務所が各地域事務所の方に補強していくという話ですが、どういう形で補強するのか、ちょっと説明してほしいのです。

○答弁（行政管理課長） それぞれ10数人の職員がこの事務所におりますが、土地開発公社の尾道松江線の方は完全に事業を終了いたしますので、ほとんどが県の職員ということで、それぞれの県の組織の方に引き上げてまいります。

○質疑（城戸委員） 県の方は、どこにどういう組織ができるのか、教えてください。

○答弁（行政管理課長） 土地開発公社の事務所は自然消滅みたいな形で、県の職員を引き上げて廃止されるということで、道路公社の方は現在呉事務所がありますが、これを、地域事務所再編後の西部建設事務所の呉支所になりますけれども、あちら

の方に組織をつくりまして、そこに必要な人役を移行するというのを考えております。

○質疑（城戸委員） どういう組織になるのか。地域事務所にまた新しい課ができるのですか。

○答弁（行政管理課長） 組織の発表はまだですが、それ相応の組織体を持って警固屋バイパスの事業を推進していく形を整えます。

○意見（城戸委員） 第2音戸大橋の方は確かに県の方に移管すれば済むのですが、安芸灘大橋が実はまだ有料で残っております。だから、そのあたりが、クレームとか、いろいろなお願いをするのもどこへどういうふうにしたらいいかというのは明確にしておいてほしいわけです。そうしないと、蒲刈の人たちは今の有料をできたら無料にしてくれとか、また、高いとか、いろいろなクレームがついているわけですが、今度はどこへ行っていいかわからないようになるわけです。だから、その話も、今度はここが担当しますというのを明確にしておいてもらわないと、どこへ行ったらいいのかというようになってしまいます。そのあたりがちょっと心配なので、できるだけ早く明確にしてほしいと思います。

○答弁（行政管理課長） 御趣旨に沿いまして適切に対応してまいりたいと思います。

○質疑（平委員） 当初予算につきましては予算特別委員会で来週から議論が進んでいきますが、地方分権の観点から、この予算の説明についてちょっとお聞きしたいことがあるのです。

県債残高の説明があって、21年度は2兆円を超えるという中で、そのうち臨時財政対策債等、全額交付税措置がある県債とか減債基金の積立額等を省いた実質的な県債残高でいくと、107億円減少するという説明があって、なるほどと思って聞いたのですが、ただ、後でよく考えたら、2兆円のうち1兆5,000億余りが実質的な県債残高で、あとの4,673億円というのは臨財債等の県債ですけれども、予算書を見ていたら臨財債だけで既に3,139億円あるわけです。知らない間にすごい臨財債がたまっただけだと思ったのです。

これは、将来的には国が交付税でちゃんと見てあげますと言ってくれているのですが、ある新聞を読んでいましたら、将来国がちゃんとやってあげますという交付税というのは随分たまっておりまして、これは臨財債だけでなく、国が政策誘導で、これをすれば償還資金の一部は交付税で負担しますというのがありますので、それを全部足したら89兆9,400億円と、去年の秋に総務省が発表したのです。だから、90兆円ぐらいは全国で国が交付税で将来見てあげますというすごい金額がたまっていて、臨時財政対策債は交付税のかわりで全額将来国が見るからいいのだと言いながら、これがどんどんたまっていく。21年度も三百数十億円の臨財債を発行しますと、またふえる。これは県から見たら借金ですし、それを交付税で見てくれると言っても、これがどんどんふえたら、交付税は措置されてもかなりの部分を借金の返済に充てないといけないと、こんなことになってくると、果たしてこ

の臨時財政対策債というものはもつのかということ进行の思ふのです。

これは、今の分権の中で地方税制度をどうするかという議論が進行しておりますが、それから見たら、これをどう考えていいのかが。今県が説明されるように、これはちゃんと国が交付税で見るから別物ですということではないのかどうか、疑問に感じるのでありますが、その点はいかがでしょうか。

○答弁（財政課長） 21年度当初予算は県の方で説明をさせていただいたわけですが、税が500億円近く落ちるという中で、交付税はそのうちの180億円ぐらいしかなかなか増加しない、臨財債については635億円、増加額が315億円で倍ぐらいになるという事実が一つございます。要するに地方の需要と国が配るべき国税五税を比較したときに、財源不足というのが最近ずっと続いてきております。これはいろいろな原因があるだろうと思うのですが、税収が、まず地方において落ちてきているというのが1点あるかと思ふます。国税がふえておけば、その地方の税の落ちを地方交付税という形で30何%という形で補てんしていただけるわけですが、特に都道府県などにおきましては、法人税が、同じように国の方も落ちておりますので、配るべき財源はない。そうはいつても、では仕事をしなくてもいいのかということ、地方分権改革推進委員会の方でもいろいろ議論していただいておりますけれども、地域においてやるべき仕事というのはたくさんあるわけで、その差をどういうふうに埋めるか。平成12年までは国の交付税特会の方で一たん全部借りて、足らずのお金を交付税としてキャッシュで配っていただいていた。その借金については国が国債等を発行して返し、残りの半分は特会の中で配るものは減らしていくということで、考え方は変わってはいないのですが、交付税という形でキャッシュをもらうかわりに、平成13年度から、御指摘のように、臨財債という、実質的な交付税と私どもは考えているのですが、100%交付税で措置する、ただし、今は配るものがないので、それは将来の交付税で配るということで、名前も臨時財政対策債ということで、基本的には臨時的な措置というふうに考えております。

だから、将来にわたってこういうことがどんどん続いていくという前提には実は立ってはおりません。実態はどうかというのは別の議論だと思います。

そういう意味で、当然今回も予算を組むときに、繰り返しますけれども、需要としてこういう経済対策も含めて、地方としてはしっかりやっけていかなければいけない仕事がある。それに対して例えば借金をするにしても、地方財政法の中で借金する額というのは限られておりますから、ある程度仕事をしようと思うと、今の制度の中で交付税と、それから100%の交付税である臨財債を活用して仕事をしていくということは一つの考え方だろうと思ふます。

ただ、今新聞のことをおっしゃいましたけれども、将来負担率を出したときに、国の方が約束しているのが89兆円、そういう中で、今のままの交付税であれば、おっしゃるように、または今の地方の税財源の体制のまま、また交付税も今のままでいけば、そういう意味では非常に先行きに懸念がございますので、議会の方でも議

論していただいて、議会の力もかりながら、例えば交付税の原資の拡大、あるいは法定率の引き上げ、もっと言えば、それらも含めた地方税財源の強化ということで国に対して言っていきたいと考えております。

○質疑（平委員） 私が言った三百数十億円というのは去年の分で、ことしは634億円だから、非常に大きな臨財債の発行をしているわけですが、この臨財債の元利償還というのはもう始まっていると思うのですけれども、新年度はこれからでないかわからないと聞くのですが、直近の分でわかる年度は、どのぐらいの元利償還を1年間しているのか、教えていただきたいと思います。

○答弁（財政課長） 臨財債につきましては、平成13年度から制度が入って、発行しておりますけれども、当初は政府資金などを充てておりましたので、3年据え置きで一部始まっておりますが、基本的には市場公募という形で一括償還を考えております。そういう意味では、5年間据え置いて償還が始まっております、今の時点で把握しておりますのは昨年度で、元利で約82億円を償還しております。

○質疑（平委員） 始まったばかりだから82億円でしょうけれども、3,000億円余りの残高が見込まれる中で、国がくれると言ったのを返していこうと思うと、また相当な年数が予測されるという中で、先ほどの約90兆円だと交付税のトータルからしましてもその5～6倍なのです。国は、やりますよと5～6年分を約束しているのです。これは国も財政難で、本当にこれがどうなるか。おまけに、ことしみたいに景気が悪いと、臨財債をこれだけたくさん発行すると、また残高がふえる。これは約束だからちゃんと手当てしてくれるのですが、地方財政にとってこれでいいのだと言っておられる時代が本当に続くのかと私は懸念するのです。

もう一つ、これは交付税のあり方にかかわってくるので、ちょっと聞いてみたいと思うのですが、よく広島県の予算を家計に例えて新聞等で報道があります。そのとき、借金はこれだけで、交付税を仕送りというふうに例えるわけですが、仕送りというのは親が子供の大学生などに仕送りをしますが、でも交付税というのは、私の理解ではそもそも地方特有の税であって、国が地方にくれるのではなくて、国がいろいろな調整をして配分しているもので、仕送りではないと思うのですけれども、その点を県の方はどういうふうに思っておられますか。

○答弁（総務局長） ただいま平委員が御指摘になりましたように、交付税は、国が一回交付税という形で取って、その一定割合を交付するという形をとっているだけで、これは法律上も地方固有の財源であるということが明記されております。

それと1点、時間をちょうだいできれば、先ほどお話しになった臨財債などが生まれた契機ですが、もともとは、御案内のとおり交付税特別会計が足りないときには借金をして、そこで必要な額を調達して地方公共団体に配るという形をとっていたのですけれども、これが隠れ借金であるという指摘がなされまして、そこでやっている借金も当然、将来負担していかなければならない借金でございますから、そこは明らかにしていこうということで、半分を国の一般会計、国債を発行する形で

提示し、半分を地方団体へ臨時財政対策債という形で持ってもらう。ただ、ここをお考えいただきたいのですが、私の記憶が間違いなければ、過去景気がよくなったときに、一たん交付税特会の借入れみたいなものが一回消えたような時期ももちろんあるのですけれども、従来からずっと国と地方は車の両輪であるという非常に耳ざわりのいい、私はマジックワードだと思っているのですが、こういう言葉のもとに、必要な額を国と地方で折半するという流れがずっと続いております。これは、非常に長期間続いております。ですから、それを交付税特会で借りていた場合も、一般会計へ加算しながら将来の交付税で半分は返していたわけですから、それが分離されましたから、国で借金、地方で借金という形になっておりますけれども、もともと今の法令をよく見てみますと、今の地方公共団体にいろいろな事務を国が課しているわけございまして、これにお金が現実には交付税の今の積算では足りないという状態になっているわけで、そういう意味では交付税制度が機能していないわけございまして、その足りないような状況が数年間続いたら、地方財政制度の抜本的な見直しをしなければならないということを書いているのですが、実際は国自体もお金が今ないという状態の中でやむを得ず借金を頼っているというのが実態ございまして、平委員御指摘のように、さっきも言いましたように一たん返した時期があるものですからやっておりますけれども、この状態というのがこのままずっと続いていると、制度上大問題であると言わざるを得ないと思っております。

したがって、この問題も含めまして、法律のあり方とか、先ほど財政課長が申し上げましたけれども、法定率云々というレベルにひょっとしたらとどまらないのかもしれません。国・地方を通じた税財政制度自体を見直すべき時期に来ているのではないかと私どもも思っております。大きな分権改革の流れの中で国と地方との役割分担をするときに、今、いよいよ税財源の議論もなされようとしておりますけれども、こういった根本的な問題意識に立ち返って今の制度自体をしっかりと洗わないといけないと思っております。私どもも事あるごとにそういった根本的な意見というものは国に投げかけておりますので、これも皆さんと一緒に今後もしっかりと国との取り組みをしていきたいと思っております。

○意見（平委員） 今、総務局長、財政課長からお話を聞きまして、私が感じている問題意識と同様の感じだったので、後は意見だけ申し上げておくのですが、交付税特会の特徴を今隠れ借金だと言われたのですが、特会になるので、言ってみれば借金がどれだけか逆にわかるわけです。臨財債というのは借金の中の借金というか、よくわからないところがあって、どちらがいいのか複雑な気分がするのです。いずれにしても、私は、交付税制度というのは、もう配るべき交付税の原資が足りない状況が続く中で、もう足りないわけです。だから、そこはやはり根本的に見直していかないと、ずっとこういう状況が続いていくと、これはどこかで行き詰まると思いますので、ぜひこれは、我々もそうですけれども、税財政制度、特に税制のあり方については基本から見直していかないと、臨財債はいいのですとはもう言うておら

れない時代が来ると思いますので、その意見を申し上げて終わります。

○質疑（野村委員） けさほどの総務委員会でも直轄事業の件がありましたが、この委員会は地方分権の方ですので、国・県の状況と同じことが、県と市町のところにもあると思うのです。我々、今、県議会議員をさせていただいて一番困ると思うのは、県を飛ばして町へ直接行く、市へ直接行くというのが随分あるのです。それらは100%国の事業というのももちろんありますが、大抵の部分はどこかを地方が負担するものがあるわけです。そういうのを、県の方でいろいろ聞いてみると、県の担当者は知らなかったというのが現実としてあり、こういう制度というのは非常に困った状態だと思うのです。たとえ権限移譲をずっとやるにしても、一応今県がある限りは、県は国のやっている事業というのはすべからずそこに知る権利もあるし、国の方にしてみれば知らせる義務があると私は思うのです。そういったところについて、けさほどの直轄の件も含めてこれから大いに議論なり要望なりしていかなければいけないと思いますが、その点についての考えをお願いします。

○答弁（財務部長） 私の記憶によれば、三位一体改革の議論のもとで国と県の議論がなされた後、国の省庁から県を経由せずに市町、あるいは県の例えば産業振興公社などの外郭団体に直に事業費として交付金や補助金が行くという事業が、定例的にまとめているわけではありませんけれども、ふえてきているのではないかと感じております。それについては幾つか問題があるかと思いますが、まず一つは、そのこと自体は決して、地方の税財源が見かけは少し何かお金がふえたようなこととなりますけれども、抜本的な地方の税財源の拡充には決してつながらない。以前の構図のまま、財源もまた復元しているだけの話である点において一つ問題があるかと思えます。

それともう一つは、そういった際、国から財源措置されている部分が、例えば事業費については措置されているけれども、その事業を執行するに当たって、当然地方には人件費というものが必要になるわけですが、人件費については地方がなおざりにされたまま事業費だけが措置されていて、人件費の分は逆に地方が負担しなければいけないという、いわゆる地方負担が別な形で乗った形で事業そのものが行われているケースが多いという点で、決して好ましいことではないと思っております。

恐らく各現場におきましては当然財源が必要な中で特定財源であれば、それは極力活用したいという思いはありますから、そういう現実的な対応がもちろんある程度なされることはしようがないと思えますけれども、問題の本質ではないという意識、考えでもって、引き続き我々本来の地方の税財源の充実強化を図っていかなければいけないという点で、国に対してそういった説明をし、投げかけていきたいと考えております。

(7) 閉会 午後2時54分